

天神川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域は鳥が羽を広げたような形であり、流域を2分する本川天神川と支川小鴨川が倉吉市の中心部で合流
- ・ 流域の地質、年間降雨量

(流域の自然環境)

- ・ 上流部は河床勾配 1/100 より急な山地溪流的な流れであり、イワナ、ヤマメ等の溪流魚が生息。
- ・ 中流部は田園景観の中を流れ、固定堰による湛水区間と瀬が連続。みお筋の深掘れとみお筋外域の陸域化が進み、河道内には樹木や植生が繁茂し、水面が見えにくく川らしさが喪失。倉吉市の市街地を貫流するが、河川の自然的要素が強く、都市河川的な様相は感じられない。
- ・ 下流部は一部区間に交互砂州がみられ、ヨシ、オギ、ススキ、ヤナギ等が分布。河口部は砂丘が広がり、河道内の広大な水面は冬期においてハクチョウ・カモ類の越冬地であり、河口砂州はコアジサシの産卵場となっている。

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 江戸時代に大規模な河川工事が開始され、倉吉の城下町を洪水から守るために築堤を実施。

- ・ 昭和 9 年 9 月洪水（室戸台風）による大水害を契機として直轄事業に着手。
- ・ 昭和 43 年に昭和 9 年 9 月洪水の実績流量をもとにした工事実施基本計画を策定。
- ・ 築堤、河床掘削を主体とした河川改修の実施。
- ・ 砂防事業は昭和 11 年に流域上流部が直轄砂防区域の指定を受け、同年から小鴨川流域で、平成 13 年から天神川流域で事業に着手。

（水質）

- ・ 天神川本川では環境基準値を概ね満足している。

（河川水の利用）

- ・ 農業用水として約 5,600ha のかんがいに利用されているほか、発電用水、上水道用水として利用されている。
- ・ 既往の渇水による大きな被害は生じていない。

（河川の利用）

- ・ 下流部は広い高水敷に運動公園や散策道、サイクリングロード等が整備され、スポーツやイベント等の利用など市民の憩いの場となっている。
- ・ 天神川、小鴨川、国府川、三徳川では水辺の楽校が計 5 箇所整備され、子ども達の環境学習の場として活用されている。
- ・ 清浄な水質が保全されており、アユ等の釣り場として盛んに利用がある。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで水系一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体で取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 堤防の新設、拡築、河道掘削により河積を増大し、水衝部対策とあわせて計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 河道掘削は河道の安定・維持、河岸等の良好な河川環境等に配慮
- ・ 上流からの土砂供給や河道への堆積状況を監視・把握
- ・ 総合的な土砂管理計画を立案するため、健全な流砂系の維持等を目的とした調査・研究に取り組む

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・ 地震、津波対策のための堤防の耐震化を講じる
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採等適正に管理
- ・ 超過洪水に対する被害の軽減
- ・ 河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実など総合的な被害軽減対策
- ・ 地域住民も含めて、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上
- ・ 本支川および上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ 現状において必要な流量を概ね確保
- ・ 将来、新たな水需要が生じた場合には、関係機関と調整しながら、水利用の合理化の促進
- ・ 渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供体制の整備と水融通の円滑化などを関係機関等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 天神川の流れが生み出す豊かな自然と良好な河川景観、清らかな水の流れを保全するとともに、豊かな自然環境を次世代に継承
- ・ 空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・ コアジサシの産卵場となる河口砂州、水鳥の休息場となる広大な水面の保全および水際と緑の連続性の確保
- ・ 従来有してした砂礫の河原の保全・再生
- ・ 魚道設備の整備を図り、水生生物の生育環境の改善に努める

(良好な景観の維持、形成)

- ・ 大山東壁等との河川景観の調和

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 天神川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、水辺の楽校をはじめとした環境学習の場等の整備・保全
- ・ 河川を通じた地域間交流、沿川地域計画等との連携・調整を図り、地域と水辺の一体化を目指した整備を図る

(水質)

- ・ 下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質を保全

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・ 動植物の生育・生息環境の保全、景観の保全に配慮し、治水、利水、環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・ 環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(情報の共有と連携)

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

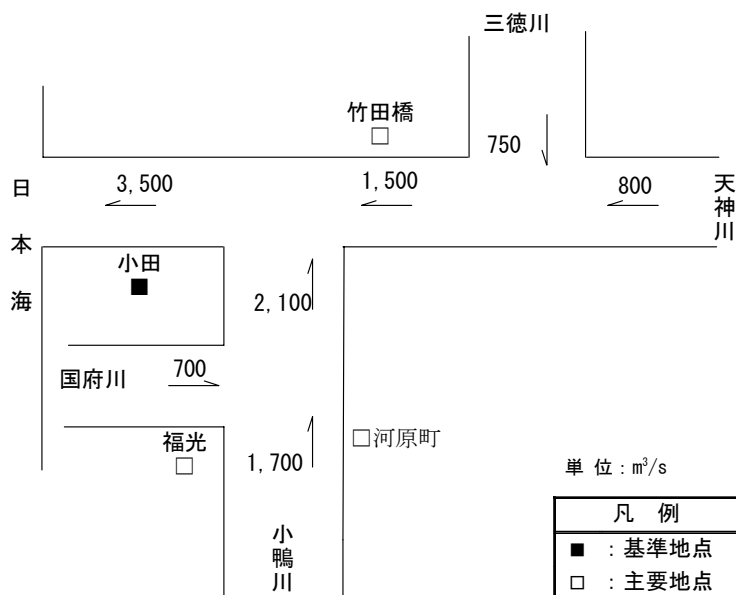
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本洪水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
天神川	小田	3,500	0	3,500

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

天神川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
天神川	竹田橋	7.4	15.89	200
	小田	5.2	11.11	290
小鴨川	河原町	天神川合流点から 4.0	24.00	160
国府川	福光	小鴨川合流点から 3.6	24.43	70

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・小田地点において、利水の現況、動植物の保護・漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して、概ね $2\text{m}^3/\text{s}$